

【本県からの要請】

【概算要求・税制改正要望】

1.避難地域の復興加速化

- ・将来像の実現に必要な財源確保及び推進体制の整備
- ・復興拠点の着実な整備など地域の実情を踏まえた福島再生加速化交付金の活用・改善
- ・Jヴィレッジの復興・再整備 ・普通交付税算定の特例措置の創設



- 新 福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円
- ・福島再生加速化交付金 1,056億円

2.イノベーション・コースト構想の早期具体化

- ・ロボットテストフィールドの着実な整備 ・国際産学連携拠点の確実な整備
- ・スマート・エコパーク実現に向けた支援 ・エネルギー関連産業プロジェクトの実現に向けた支援 ・農林水産プロジェクトの実現に向けた支援



【ロボット・テストフィールド (イメージ)】



【国際産学連携拠点 (イメージ)】

- 新 イノベーション・コースト構想実現可能性調査等補助事業 1億円
- 新 イノベーション・コースト構想関連事業 (事項要求) 57億円
- ・1F廃止措置等研究開発の加速プランの実現

3.避難者支援の充実

- ・避難生活の長期化等を踏まえた見守り支援、相談体制の充実等、きめ細かな支援体制の確保
- ・生活再建等につながるきめ細かな情報提供・相談対応
- ・帰還や生活再建のための避難者支援施策の充実



- 新 県外自主避難者支援連携体制強化事業 1億円
- 拡充 被災者支援総合交付金 228億円の内数

4.産業復興の加速化

- ・産業基盤や雇用の回復に不可欠な事業の継続
- ・再生可能エネルギー、医療機器、ロボット等の産業集積関連事業の継続
- ・県全域での企業立地補助金の継続・拡充 等



- 新 自立・帰還支援企業立地補助金 (仮称) (事項要求)
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (事項要求)
- 新 事業復興型雇用支援事業 (仮称) 64億円の内数
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (期限延長)
- 新 原子力災害による被災事業者の自立支援事業 (事項要求)

5.風評・風化対策の強化

- ・農林水産物や県産品の販路拡大に向けた取組等
- ・観光再生、教育旅行の回復に向けた取組等 ・政府に協力を求める取組



【トップセールス】



【教育旅行 (会津・猪苗代地方)】

- ・風評被害対策 (農林水産関連、観光関連) 21億円

6.復興を支えるインフラ等の環境整備

- ・ふくしま復興再生道路等の整備 ・JR常磐線の早期全線復旧
- ・県営復興祈念公園、国営追悼・祈念施設 (仮称) の整備
- ・除染の確実な実施 ・中間貯蔵施設



- ・復興道路・復興支援道路の整備等 2,619億円の内数
- ・社会資本整備総合交付金(復興) 1,126億円の内数
- ・国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業等 6億円の内数
- ・中間貯蔵施設の整備等 1,346億円
- ・放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,501億円の内数

7.本県の原子力災害特有の課題に対応する事業の継続

- ・本県の現状を踏まえた「見守りや避難指示区域内の警備」、「商工会等の復興支援」、「農産物等の放射性物質検査」など、本県復興に不可欠なマンパワー確保に対応した事業の創設 等



- ・震災等対応雇用支援事業
 - 新 原子力災害対応雇用支援事業(仮称) 47億円 (ほか)
- ・県外自主避難者等への情報支援事業
 - 新 県外自主避難者支援連携体制強化事業 1億円 (ほか)
- ・福島再生可能エネルギー次世代技術研究開発事業
 - 新 微細藻類燃料生産実証事業費補助金 3億円
- ・旧警戒区域内等鳥獣捕獲等緊急対策事業→継続 2億円

8.復興特区法等に基づく課税の特例措置の延長等

- ・東日本大震災復興特別区域法 ・被災代替資産等に係る特例の延長 ・復興まちづくりに係る特例の延長等
- ・地方税の課税免除等に対する減収補填の延長 ・復興特区支援利子補給金制度の継続

- [復興特区の延長、要件緩和 等]
- 復興庁税制改正要望項目に反映

- 政府予算要望
- 復興予算要求 (一括計上)
- 特措法基本方針
- 避難解除等区域復興再生計画
- 産業復興再生計画重点推進計画復興特区(税制)等
- イノベーション・コースト構想

第41回新生ふくしま復興推進本部会議 (6月8日)

国への提案・要望 (6月12日)

- 【活動の考え方】
- ①市町村等の現場の実情・課題をしっかりと踏まえた対応
 - ②復興ステージの状況変化に応じた的確な対応
 - ③イノベーション・コースト構想の実現に必要な施策に関する政府予算確保
 - ④避難地域の将来像を踏まえた、必要な施策に関する政府予算確保
 - ⑤平成28年度以降の復興を推進するために必要な制度の継続及び改正並びに政府予算確保

- I 平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方
- II 原子力発電所事故への対応等
- III 避難地域・浜通りの復興及び再生
- IV 県民の健康と安全・安心を守る取組
- V こどもを育む取組
- VI 産業の復興と再生
- VII 県土の整備
- VIII 地方創生及びオリンピック・パラリンピック

国との協議・折衝
(8月3日)

第43回新生ふくしま復興推進本部会議
(8月3日)

原子力災害からの福島復興再生協議会
(8月8日)

平成28年度予算概要要求・税制改正要望

平成28年度予算案閣議決定・税制改正大綱閣議決定

◆平成28年度 国の予算に向けて(8項目)

平成28年度国の予算に向けて (総括表) 福島県【資料5-1】

<p>1. 避難地域の復興加速化</p> <p>避難地域12市町村の将来像の実現に向け、まずは当面の目標として、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいても、福島の復興を世界に大きくアピールするため、広域連携による地域公共交通網の構築、二次救急医療の機能確保や医療人材の育成・確保、原発事故取除拠点として使用されている「ウィレッシュ」の再生、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指した取組など、具体的な取組を中長期にわたって推進する上で必要な財源を、国の責務で確保するとともに、必要な推進体制の整備を図ること。</p> <p>特に、復興の重要な財源である福島再生加速化交付金について、12市町村内の復興拠点で確実に整備できるよう一団地の復興再生拠点事業を最大限適用することなど、帰還環境整備や定住支援等において、地域の実情に応じた課題解決や避難者の帰還に向けた環境整備に資するものとなるよう、柔軟かつ継続的に措置すること。</p> <p>また、住民避難に伴う人口減少を踏まえた平成27年国勢調査結果が、平成28年度以降の普通交付税算定に影響を与え財政運営に支障が生じないよう、特例措置を講じること。</p> <p>2. イノベーション・コースト構想の早期具体化</p> <p>本構想の実現は、失われた浜通りの産業基盤や雇用のいけば災害復旧であり、また、本県の復興に不可欠な廃材のためのロボット技術等の確立に資するものである。2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて福島の復興を世界に発信すべく、以下の構想関連事業は、復興事業として位置付け、必要な財源を継続的かつ十分に確保するとともに、関係省庁一体となって対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット・テストフィールドの確実な整備 ・国際産学連携拠点の確実な整備 ・スマート・エコパークの実現に向けた支援 ・エネルギー関連産業プロジェクトの実現に向けた支援 ・農林水産プロジェクトの実現に向けた支援 <p>3. 避難者支援の充実</p> <p>避難生活が長期化する中で、住まいや健康などへの不安を抱える避難者の状況は厳しさを増しており、戸別訪問などのきめ細かな支援を行う相談員等の役割は重要となっている。については、各種相談員の安定的な確保に対し、必要な財政措置を継続すること。</p> <p>さらには、避難者への見守り・相談対応やコミュニティ活動など、避難者の帰還や生活再建に向けた支援を拡充すること。</p>	<p>4. 産業復興の加速化</p> <p>原子力災害によって失われた産業基盤や雇用の回復等、産業の復興に必要な「グループ補助金」、「事業復興型雇用創出事業」を始め、福島特措法にも位置付けられている再エネ・医療機器・ロボット等先端産業の研究開発及び産業集積関連事業については、引き続き必要な予算措置を確実に講じること。</p> <p>また、産業復興施策の柱である「企業立地補助金」は、浜通り地域等での制度充実に含め、本県全域を対象に制度を継続すること。</p> <p>5. 風評・風化対策の強化</p> <p>風評払拭等には、本県の現状や復興の取組等の正確な情報を継続して発信すること、国内外の多くの方々からの応援が不可欠となっている。</p> <p>原子力災害により引き続き厳しい状況に置かれている本県の実情を踏まえ、あらゆる主体による、県全域を対象とした風評払拭等のための取組に必要な財源を継続的に講じるとともに、日本産食品の輸入規制の撤廃等に向けた諸外国への働きかけや国際会議の県内開催など、国を挙げて取り組むこと。</p> <p>6. 復興を支えるインフラ等の環境整備</p> <p>「相馬福島道路」、「ふくしま復興再生道路」の早期整備、「JR常磐線」の早期全線復旧、「県営復興祈念公園」及び「国営追悼・祈念施設(仮称)」の整備など、本県の復興を支え骨格となるインフラ等の着実な整備や除染の確実な実施等のため、十分な予算を確保しつつ必要な措置を講ずること。</p> <p>7. 本県の原子力災害特有の課題に対応する事業の継続 〔平成28年度以降の復旧・復興事業について〕(6月24日復興推進会議決定) 関連</p> <p>「震災等対応雇用支援事業」は、避難指示区域内の管轄、商工会等の復興支援、農産物等の放射性物質検査など、雇用対策という事業趣旨よりも、復興に不可欠な事業のマンパワー不足に活用してきたことを踏まえ、その見直しにあっても、十分な予算を確保し、多岐の分野に対応できる柔軟性の高いものとする。</p> <p>同様に、引き続き検討等された「県外自主避難者等への情報支援事業」、「福島再生可能エネルギー次世代技術研究開発事業」、「旧置地区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業」、「地域公共交通確保維持改善事業」についても、十分な予算を確保し継続すること。</p> <p>8. 復興特区等に基づく課税の特例措置の延長等</p> <p>県全域において、雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進、復興まちづくりの円滑化等を図るため、復興特区法に基づく機械等の特別償却や税額控除等の適用期限を平成32年度末まで5年間延長するとともに、被災地の実態にあった要件緩和を行うこと。</p> <p>また、インフラ整備のための譲渡所得の特例等、被災地債投資に係る特別償却等の課税の特例措置についても適用期限を延長すること。</p> <p>併せて、これらに係る地方の課税免除等に対する減収補填措置(福島特措法に基づくものも含む)も確実に5年間延長すること。</p> <p>さらに、復興特区支援利子補給金制度について、確実に予算を確保すること。</p>
--	---